

No. 305

令和 8 年 3—4 月号



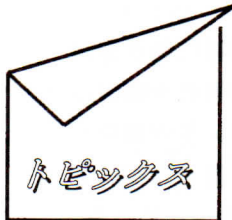
人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

コンパス

発刊月：2月、4月、6月、8月、10月、12月

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会東三河支部、豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所 6階

TEL(0532)55-2669、FAX(0532)53-3595



◎支部通常総会予告 4月23日(木)

場所：ホテルアソシア豊橋

時間：午後2時30分～

ご 案 内

1、支部通常総会について

下記により、令和8年度東三河支部通常総会を開催します。

案内状等は、支部事務局より4月中旬頃議案書と共に郵送します。

(いつものメール便とは別送です。)

なお、令和8年度事業計画・予算につきましては、2月6日の支部幹事会において承認されましたので、支部通常総会において報告いたします。

◆日時 令和8年4月23日(木)

受 付：午後2時00分～

総 会：午後2時30分～

◆場所 ホテルアソシア豊橋 (豊橋駅直結)

2、～豊橋市下水道拡張事業施行中の地区等の土地の取引時の注意～

次の土地については、受益者負担金(以下、「負担金」という。)の支払いや受益者の変更手続きが必要になる場合がありますので、取引時には必ず営業課窓口にて負担金に関する確認調査をお願いします。

○下水道拡張事業施行中の地区の土地

主に区画整理事業施行中の地区の土地等では下水道拡張事業を行っており、事業の進捗に併せ負担金の賦課を行っています。

○下水道区域の土地

土地所有者の申請により、農地、山林、囲繞地内の土地(袋地)等で負担金の賦課が条例等により一時的に除外適用されている場合があります。この場合は、除外適用解除手続きと受益者負担金の支払いが必要になります。

<その他>

○東三ノ輪地区の土地

今後、東三ノ輪地区において下水道拡張事業を行う予定です。事業の進捗に併せ受益者負担金の賦課を行っていきます。

◆受益者負担金のお問合せ先

豊橋市上下水道局 営業課 普及業務グループ

TEL 0532-51-2761

FAX 0532-56-8231